

## 科学技術・学術審議会の概要

### 1. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 以下の事項に係る調査審議等
  - ① 海洋開発に係る総合的・基本的事項
  - ② 測地学及び政府機関の測地事業計画に係る事項
  - ③ 技術士法の規定に基づく事項

### 2. 構成等（科学技術・学術審議会令）

- (1) 委員30人以内、任期2年（再任可）。
- (2) 委員は、文部科学大臣が任命する。分科会に属すべき委員は、文部科学大臣が指名する。
- (3) 会長は、委員の互選により選任する。  
会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (4) 次の分科会を設置する。

名 称	所掌事務の概要
研究計画・評価分科会	① 科学技術に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項 ② 科学技術に関する研究開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項 ③ 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項
学術分科会	学術の振興に関する重要事項
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項
技術士分科会	① 技術士制度に関する重要事項 ② 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項

- (5) 臨時委員及び専門委員を置く。
- (6) 審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置。

## 科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について

1. 科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

名 称	調査審議事項
基礎研究振興部会	基礎研究に関する重要事項について審議を行う。
研究開発基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域支援部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）第 5 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名 称	調査事項
国際戦略委員会	科学技術イノベーションを適確に創出・展開するため、科学技術・学術分野の活動の国際戦略に関する重要事項について調査検討を行う。
情報委員会	Society5.0、データ駆動型社会への変革に的確に対応し、科学技術及び学術の振興を図るために必要な情報に関して、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等のほか、幅広い観点から調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。
総合政策特別委員会	科学技術及び学術の振興に係る重要事項について、総合的かつ機動的に調査検討を行う。

# 情報委員会の概要

## 1. 設置の経緯

平成 31 年 3 月 13 日科学技術・学術審議会第 62 回総会にて、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等、幅広い観点から調査検討を行うため、情報委員会を設置することが決定された。

## 2. 調査事項

Society5.0、データ駆動型社会への変革に的確に対応し、科学技術及び学術の振興を図るために必要な情報に関して、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等のほか、幅広い観点から調査検討を行う。(H31.3.13 科学技術・学術審議会総会(第 62 回)決定)

## 3. 情報委員会の構成等

- (1) 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。(科学技術・学術審議会運営規則 第 6 条第 1 項)
- (2) 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、会長が指名する。(科学技術・学術審議会運営規則 第 6 条第 2 項)
- (3) 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。(科学技術・学術審議会運営規則 第 6 条第 3 項)
- (4) 以下の下部組織を置く。

下部組織の名称	調査審議事項
ジャーナル問題検討部会	ジャーナルによる研究成果の受発信に係る事項について
次世代計算基盤検討部会	次世代の計算基盤、データ処理環境及びネットワークに係る事項について

(R1.6.14 科学技術・学術審議会情報委員会(第 1 回)決定)

(R1.10.18 科学技術・学術審議会情報委員会(第 4 回)決定)

## 4. その他

- (1) 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、下部組織を置くことができる。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第 2 条第 1 項)
- (2) 下部組織に主査を置き、当該下部組織に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第 2 条第 4 項)
- (3) 下部組織の主査に事故があるときは、当該下部組織に属する委員等のうちから下部組織の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第 2 条第 8 項)
- (4) 下部組織の主査は、下部組織における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。(科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第 2 条第 9 項)

科学技術・学術審議会  
情報委員会 運営規則

令和元年6月14日  
科学技術・学術審議会  
情報委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会情報委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(下部組織)

第2条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、下部組織を置くことができる。

2 下部組織の名称は、委員会において定める。

3 下部組織に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、委員会の主査が指名する。

4 下部組織に主査を置き、当該下部組織に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。

5 下部組織の主査は、当該下部組織の事務を掌理する。

6 下部組織の会議は、下部組織の主査が招集する。

7 下部組織の主査は、下部組織の会議の議長となり、議事を整理する。

8 下部組織の主査に事故があるときは、当該下部組織に属する委員等のうちから下部組織の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 下部組織の主査は、下部組織における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

10 前各項に定めるもののほか、下部組織の議事の手続その他下部組織の運営に関し必要な事項は、下部組織の主査が下部組織に諮って定める。

(議事)

第3条 委員会は、当該委員会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(書面調査)

- 第4条 委員会の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、書面調査を行うことができる。
- 2 前項の規定により書面調査を行った場合、委員会の主査が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

- 第5条 委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 委員会の主査又は下部組織の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
  - 二 行政処分に係る案件
  - 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

- 第6条 委員会の主査は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 2 委員会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、委員会の主査が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(研究計画・評価分科会への報告)

- 第7条 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するための情報科学技術に関する研究開発計画の作成、推進及び評価、並びに関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項については、科学技術・学術審議会への報告の前又は報告後速やかに、研究計画・評価分科会に対しても報告することができる。

(雑則)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。

以上